

「第2次久喜市農業農村基本計画（案）」修正箇所一覧

番号	案R5. 2. 22 該当頁	意見	意見に対する考え方	対応		備考
				案R5. 3. 16 該当頁	修正内容	
1	P2	—	—	P2	「3. 計画の位置づけ」の体系図に「第2次久喜市総合振興計画（R5. 4）」を追記します。	事務局修正
2	P5	②立地、⑥交通～⑧気候では、文末が「～にある。」「～いる。」となっているが、当該箇所以外の文末は全て「～です。」「～ます。」となっているため、同様にするのが妥当ではないか。	計画の文末を統一することが妥当と考えます。	P5	(1)市の概況について、 ②2行目 「ある」を「あります」に修正します。 ④4行目、6行目 ⑦3行目、4行目 ⑧2行目 「いる」を「います」に修正します。	
3	P5	—	—	P5	(1)概況の地図を修正します。	事務局修正
4	P6	—	—	P6	「②地目別土地面積」を修正します。	事務局修正
5	P10	統計データが古く、現状とかけ離れた面積になっているため、訂正していただきたい。	現時点において確認できる最新の統計データであり、面積に相違があるものの県内の栽培状況は同様であると考え、記載したところですが、10～15年前のデータであり、直近のデータが記載できないことから、削除します。	P10	「④農産物」について、削除します。	
6	P11	—	—	P11	「②有効的な農地利用の推進」の内容を再検討し、修正します。	事務局修正
7	P11	—	—	P11	「③収益性の高い生産構造への転換」の内容を再検討し、修正します。	事務局修正
8	P11	「④市場ニーズを捉えた販売戦略の構築」の中で、市場評価の高い梨やいちごがあるということを前面に出していただきたい。	久喜産農産物を市内外の消費者への販売促進を図るためには、本市の特産物の認知度の向上や販売促進、及び市場ニーズの生産、流通、販売まで一貫した販売戦略の構築が課題であると考えます。	P11	「④市場ニーズを捉えた販売戦略の構築」の内容を再検討し、修正します。	

番号	案R5.2.22 該当頁	意見	意見に対する考え方	対応		備考
				案R5.3.16 該当頁	修正内容	
9	P11 P12 P20	①「取組み」の表記を正しく統一してほしい。	表記を統一することが妥当と考えます。	P11 P12 P20	P11①4行目 P12⑤4行目 P20①4行目 「取組み」を「取り組み」に修正します。	
10	P12	「⑤環境保全・資源循環型農業の促進」の中で、「SDGs」と出てくるが、ここでは説明がなく15ページで説明があるため、説明を入れるか、SDGsを使わないほうがよいのでないか。	SDGsについては、第4章において内容の詳細について記載があり、説明を入れると重複するため、削除します。	P12	⑤1行目「SDGsや」を削除します。	
11	P12	久喜市農業基本条例の中では、「及び」を必ず使っているが、使っていないところがあるように見受けられる。	久喜市農業基本条例を確認し、修正します。	P12	⑤2行目 ⑥2行目 「農業・農村」を「農業及び農村」に修正します。	
12	P15~16	カタカナ語はなるべく避けて、正確で簡潔で平易な日本語を使ってもらいたい。	計画においては、わかりやすい表記が必要と考えますが、「4. SDGs（持続可能な開発目標）の推進」については、第2次久喜市総合振興計画より抜粋したため、そのままの表記とします。	P15~16	(案)のとおり	
13	P18	担い手へ農地を集積した時に、ほ場整備をやらないといけないのを計画の中で具体的に示した方がいいのではないか。	担い手へ農地集積にあわせて、ほ場整備を実施することは、将来的に営農をしていく上で効果的であると考えます。 しかしながら、農地集積にあわせて行う「ほ場整備」の必要性については、地域ごとに状況が異なることから、人・農地プランにおいて具体的に検討していくものと考えます。	P18	(案)のとおり	

番号	案R5.2.22 該当頁	意見	意見に対する考え方	対応		備考
				案R5.3.16 該当頁	修正内容	
14	P18~28	10年間のロードマップやPDCAサイクルを用いた評価を実施するための数値目標が必要と考える。	農業振興においては、10年後の施策の結果を数値として評価することは難しいと考えます。 しかしながら、計画に基づいた施策を実施していくうえで、PDCAサイクルによる評価・検証は必要と考えます。 第2次久喜市総合振興計画実施計画では、施策の方向性に関する取り組みについて、3年間の計画や活動指標を定めていることから、これらをロードマップや数値目標とし、この施策の方向性と関連している第2次久喜市農業農村基本計画の基本的な施策の評価をしたいと考えます。	P18~28	(案) のとおり	
15	P19	放棄地の集積後の具体的な作物に関しても言及していったほうがいいのではないかと。	遊休農地解消後の作付けについては、自給率が低く国の補助制度が活用できる農作物の作付けが望ましいと考えます。 しかしながら、作付けする農作物については、耕作者の判断によるため、具体的な品目ではなく、「奨励作物等の作付け促進」と記載をしています。	P19	(案) のとおり	
16	P19~23 P27	—	—	P19~23 P27	用語の説明について、※1、※2の表記に修正します。	事務局修正
17	P24	—	—	P24	(5) 地産地消・地産外商の推進 1行目「久喜市産農産物」を「久喜産農産物」に修正します。	事務局修正
18	P25	「④農業振興拠点（道の駅）の整備」の中で、2行目の「を」がぬけているのでは。	誤りのため修正します。	P25	「④農業振興拠点（道の駅）の整備」1行目から2行目「農業振興拠点（道の駅）整備し」を「農業振興拠点（道の駅）を整備し」に修正します。	
19	P27	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律」において、現時点では、「エコ・ファーマー」に代わる制度は示されていないため、用語の記述を削除したほうがよい。	「エコ・ファーマー認定制度」については、新法に基づく新たな認定制度に移行する予定であったことから、記載したところですが、現段階で「エコ・ファーマー」に代わる制度が確定していないため、削除します。	P27	⑤2行目「エコ・ファーマーの確保・育成など」を削除します。 「エコ・ファーマー」に関する用語の説明を削除します。	